【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年６月13日
【会社名】	栄光ホールディングス株式会社
【英訳名】	Eikoh Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　近藤 好紀
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目11番11号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社栄光 常務取締役　神谷 賢治
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見二丁目11番11号 株式会社栄光
【電話番号】	０３（５２７５）９７８９
【事務連絡者氏名】	株式会社栄光 常務取締役　神谷 賢治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	10,046,701,035円（注）
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社栄光の最近事業年度末日（平成23年３月31日現在）における株主資本の額（簿価）を記載しております。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	21,873,024株 （注１～３）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

（注）１．株式会社栄光（以下「栄光」といいます。）の発行済株式総数21,873,024株（平成23年３月31日現在）に基づいて記載しており、実際に持株会社である栄光ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。

２．普通株式は、平成23年５月16日及び平成23年５月31日に開催された栄光の取締役会決議（株式移転計画の承認及び定時株主総会への付議）及び平成23年６月29日開催予定の栄光の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定であります。

３．栄光は、当社の株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）（市場第二部）に新規上場申請を行う予定であります。

４．振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

２【募集の方法】

株式移転によることとします。

（注）１．普通株式は、当社成立の日の前日における栄光の最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、会社法第806条の規定に基づき、その有する株式の買い取りを請求する栄光の株主については、当該株主に代えて栄光が株主として、記載または記録されているものとみなします。）に、その保有する栄光の普通株式１株に対して当社の普通株式１株を割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定でありますが、栄光の最近事業年度末日（平成23年３月31日）における株主資本の額（簿価）は10,046,701,035円であり、発行価額の総額のうち2,265,711,000円が資本金に組み入れられます。

２．当社は、「１ 新規発行株式」に記載の普通株式につきまして、東京証券取引所への上場申請手続を行い、いわゆるテクニカル上場により、平成23年10月３日より、市場第二部に上場する予定であります。
テクニカル上場とは、東京証券取引所有価証券上場規程第２条第(73)号及び第208条に規定に基づき、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等について、東京証券取引所有価証券上場規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります。

3【募集の条件】

（1）【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

①【申込取扱場所】

該当事項はありません。

②【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

（2）【手取金の使途】

該当事項はありません。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所（市場第二部）への上場について

当社は、前記「第１　募集要項」における募集株式である当社普通株式について、前記「第１　募集要項　２　募集の方法」記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所（市場第二部）への上場を予定しております。

第３【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第１【組織再編成（公開買付け）の概要】

１【組織再編成（公開買付け）の目的等】

(1) 株式移転の目的及び理由

本株式移転により当社の完全子会社となる栄光は、昭和55年の設立以来、首都圏において栄光ゼミナール、ナビオなどのブランドで幅広い層を対象とした学習塾事業を展開し、平成23年３月31日現在において、小中学生対象の「栄光ゼミナール」は305校、高校生対象の「ナビオ」は30校、個別指導塾「ビザビ」は49校を擁し、生徒数は約69,000名、さらに幼児向け教室や社会人向け語学スクールなども運営しております。

また、栄光は授業に使用する教材を独自開発してまいりましたが、平成15年５月には、学習塾用テキスト・テストの開発業務を独立させて、株式会社エデュケーショナルネットワーク（以下「ＥＮ社」といいます。）を設立し、全国の学習塾・学校を顧客として教材などの提供を始めました。この学習塾用テキスト・テスト販売事業は、栄光の教室で使用するために開発したテキストの有効活用を図ることができるため、栄光の成長とともに業績を拡大しており、大手３社の一角を占めるまで成長させることに成功しております。このＥＮ社は、学習塾用テキスト・テスト販売事業を核に、私学の生徒募集活動を支援する募集広告事業、教職員の派遣・紹介事業等を融合した「教育ソリューション事業」の担い手として、事業発展を続けております。

しかしながら、栄光の主な事業領域である学習塾業界では、少子化による学齢人口減少という市場規模自体の縮小傾向に加え、サービスの差別化が困難であることから市場環境が競争的であり、大手を中心とした営業拠点拡大により、熾烈な顧客獲得競争やサービス競争が繰り広げられている一方、優れた教育を求める顧客のニーズはますます高まっており、顧客層の拡大及び顧客へのサービス強化を目指し、近年様々なパートナーシップの構築がなされております。

このような環境下、栄光は、顧客のニーズに対応した新しい教育コンテンツの共同開発等を進めるために、平成21年12月29日付及び平成22年10月15日付で株式会社増進会出版社と業務資本提携に関する契約を締結し、株式会社進学会とは学習塾事業のノウハウの共有化等を図るために、平成22年11月12日付で業務提携契約を締結後、平成23年3月18日付で業務資本提携契約を締結しました。また、モチベーションエンジニアリング技術を有する株式会社リンクアンドモチベーションと平成22年11月５日付で業務提携契約を締結し、新しい学習塾の展開を図るための合弁会社を設立する等、栄光の収益力を高めるため教育関連企業との提携を行っております。さらに、平成22年10月５日付で、英語教材を中心とした書籍販売を行っている株式会社ネリーズグループ（現 株式会社ネリーズ）、英語教材を制作・販売している株式会社サクソンコートパブリッシング（以下「ＳＰ社」といいます。）及び企業や教育機関等での英会話研修等の提供事業を行っている株式会社シェーンランゲージサービス（以下「ＳＬＳ社」といいます。）の３社の株式を取得し、さらに平成22年11月19日付で、主に首都圏を中心に英会話スクール事業を行っている株式会社シェーンコーポレーション東関東（現 株式会社シェーンコーポレーション。以下「ＳＣ社」といいます。）、株式会社シェーンコーポレーション北関東（以下「ＳＣ北関東社」といいます。）及び株式会社シェーンコーポレーション南関東（以下「ＳＣ南関東社」といいます。）並びにこれらの英会話スクール事業を行っている３社を統括・管理していた株式会社シェーンコーポレーションジャパン（以下「ＳＣＪ社」といいます。）の株式を取得し、隣接市場へ進出しております。

なお、平成23年４月１日付で、ＳＣ社を存続会社とし、ＳＰ社、ＳＬＳ社、ＳＣ北関東社、ＳＣ南関東社及びＳＣＪ社を消滅会社とする吸収合併をしております。

今後、栄光、その子会社及び関連会社で構成される栄光グループ（以下「当社グループ」といいます。）の企業価値の更なる向上を図るため、より機動的な意思決定を行うとともに、グループ経営資源の適切な配分やグループのガバナンスの強化等が必要との判断の下、持株会社体制へ移行することにいたしました。

持株会社体制へ移行する具体的な主要目的は、以下のとおりです。

①グループ経営機能の強化

当社は、親会社として、当社グループ全体の経営計画策定、経営資源の配分などの全体戦略立案を行い、各事業会社は、各事業会社における業務執行に集中することにより、当社を中心とした当社グループの経営体制を確立し、経営管理、コンプライアンス機能等の当社グループにおける経営機能のより一層の強化を行います。

②経営の機動性の向上

持株会社体制へ移行することにより、グループ各社は業務執行に集中し、また、各事業の責任と権限の明確化を図ることにより、経営における迅速な意思決定を可能にし、教育関連市場への機動的な対応を行います。

③人材育成

各事業会社の事業特性、市場環境に応じた経営組織と人事制度を導入し、権限委譲による経営責任の明確化、評価の適切化を進めることで、経営意識向上による人材育成及びモチベーションの向上を図り、当社グループの人材資源を最大限に発揮する体制を整備してまいります。

④企業再編の促進

現在の厳しい環境、激しい環境の変化の下で、業界内再編の加速化が予想される中、今後の成長戦略を促進する戦略的な業務提携、M＆A等による企業再編を、より機動的に行うことが可能になる体制の整備を行います。

持株会社体制への移行は、次に示す方法により実施する予定です。

〔ステップ１〕

平成23年６月29日開催予定の栄光の定時株主総会での承認を前提に、平成23年10月３日を成立の日として、株式移転方式により持株会社である当社を設立することにより、栄光は当社の完全子会社となります。

当社設立後、栄光の管理事業及び管理事業に関する人員、資産を会社分割の手法により当社に承継させることを予定しております。

〔ステップ２〕

当社設立後１年後を目途に、組織再編手法を用いて、当社グループを戦略的に再編し、企業力強化を図ってまいります。

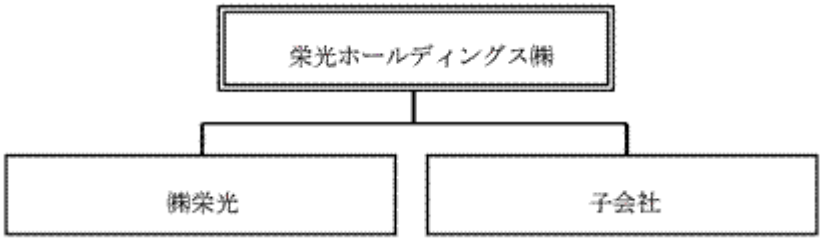

なお、当社は、東京証券取引所市場第二部に上場申請を行うことを予定しており、完全子会社となる栄光は上場廃止となりますが、当社が上場を果たすことにより、実質的に株式の上場を維持する予定であります。

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

① 提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 商号	栄光ホールディングス株式会社		
(2) 事業内容	グループ各社の経営管理及びこれに附帯または関連する業務		
(3) 本店所在地	東京都千代田区富士見二丁目11番11号		
(4) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役社長	近藤 好紀	現 ㈱栄光 代表取締役社長
	取締役	関田 美三男	現 ㈱栄光 取締役副社長
	取締役	是枝 正隆	現 ㈱栄光 常務取締役
	取締役	吉永 剛	現 ㈱栄光 常務取締役総務人事本部長兼日本教育大学院大学担当
	取締役	神谷 賢治	現 ㈱栄光 常務取締役経営管理本部長
	取締役	山本 博之	現 ㈱栄光 取締役
	取締役	岩田 誠治	現 ㈱栄光 取締役教育事業第１・２本部長兼運営推進部長兼教務部担当
	取締役	山谷 直毅	現 ㈱栄光 取締役総務人事副本部長
	取締役	鈴木 圭二	現 ㈱栄光 取締役教育事業第３本部長
	監査役	上野 進	現 ㈱栄光 常勤監査役
	監査役	沖信 春彦（※）	現 ㈱栄光 監査役
	監査役	飯塚 要（※）	現 ㈱栄光 監査役
	（※）監査役 沖信春彦及び飯塚要は、会社法第２条第16号に定める「社外監査役」であります。		
(5) 資本金	2,265,711千円		
(6) 純資産（連結）	未定		
(7) 総資産（連結）	未定		
(8) 決算期	３月31日		

イ 提出会社の企業集団の概要

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において企業集団はありませんが、平成23年10月３日時点では、以下のとおりとなる予定です。

栄光は、平成23年６月29日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成23年10月３日（予定）を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社である当社を設立することにしております。

（１）連結子会社

名称	住所	資本金（千円）	主要な事業の内容（注１）	議決権の所有割合（%）（注２）	関係内容					
					役員の兼任		資金援助（百万円）	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携等
					当社役員（名）	当社従業員（名）				
㈱栄光（注４、５）	埼玉県さいたま市南区	2,265,711	教育事業	100	12	－	－	なし	なし	なし
㈱シェーンコーポレーション	東京都台東区	18,000		100 (100)	4	－	－	なし	なし	なし
㈱ランゲージ・ティーチング・レボリューションズ	東京都渋谷区	10,000		55.0 (55.0)	2	－	－	なし	なし	なし
㈱エデュケーショナルネットワーク（注６、７）	東京都千代田区	243,900	教育ソリューション事業	58.7 (58.7)	4	－	－	なし	なし	なし
㈱ネリーズ	東京都台東区	20,000		100 (100)	5	－	－	なし	なし	なし
㈱学伸社	埼玉県さいたま市南区	16,962		58.7 (35.0)	1	－	－	なし	なし	なし
㈱栄光リアルエステート	東京都千代田区	10,000	その他	100 (100)	3	－	－	なし	なし	なし
㈱エデュプレス	埼玉県さいたま市南区	41,800		58.7 (58.7)	2	－	－	なし	なし	なし
㈱栄光アース	埼玉県さいたま市南区	30,000		100 (100)	4	－	－	なし	なし	なし

（注）１．「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
２．議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数となっております。
３．上記連結子会社のうちには、㈱栄光を除いて有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。
４．㈱栄光は、特定子会社であります。
５．㈱栄光については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	29,972,773	千円
	(2) 経常利益	2,661,568	千円
	(3) 当期純利益	1,032,220	千円
	(4) 純資産額	10,080,052	千円
	(5) 総資産額	24,663,073	千円

６．㈱エデュケーショナルネットワークは、特定子会社であります。
７．㈱エデュケーショナルネットワークについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	7,521,991	千円
	(2) 経常利益	495,171	千円
	(3) 当期純利益	253,340	千円
	(4) 純資産額	1,508,559	千円
	(5) 総資産額	3,284,577	千円

（２）その他の関係会社

名称	住所	資本金（千円）	主要な事業の内容	議決権の被所有割合（%）（注１）	関係内容					
					役員の兼任		資金援助（千円）	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携等
					当社役員（名）	当社従業員（名）				
㈱進学会	北海道札幌市白石区	3,984,100	学習塾等	29.9 (22.7)	―	―	―	なし	なし	なし
㈲進学会ホールディングス	北海道札幌市白石区	27,250	不動産の賃貸及び管理	22.7	―	―	―	なし	なし	なし
㈱増進会出版社	静岡県駿東郡長泉町	264,000	通信教育事業	28.0	―	―	―	なし	なし	なし

（注）１．議決権の被所有割合の（ ）内は、間接被所有割合で内数となっております。
２．上記その他の関係会社は、㈱進学会を除いて有価証券届出書または有価証券報告書を提出しておりません。

＜事業系統図＞

当社グループの事業の内容について図示すると次のとおりであります。

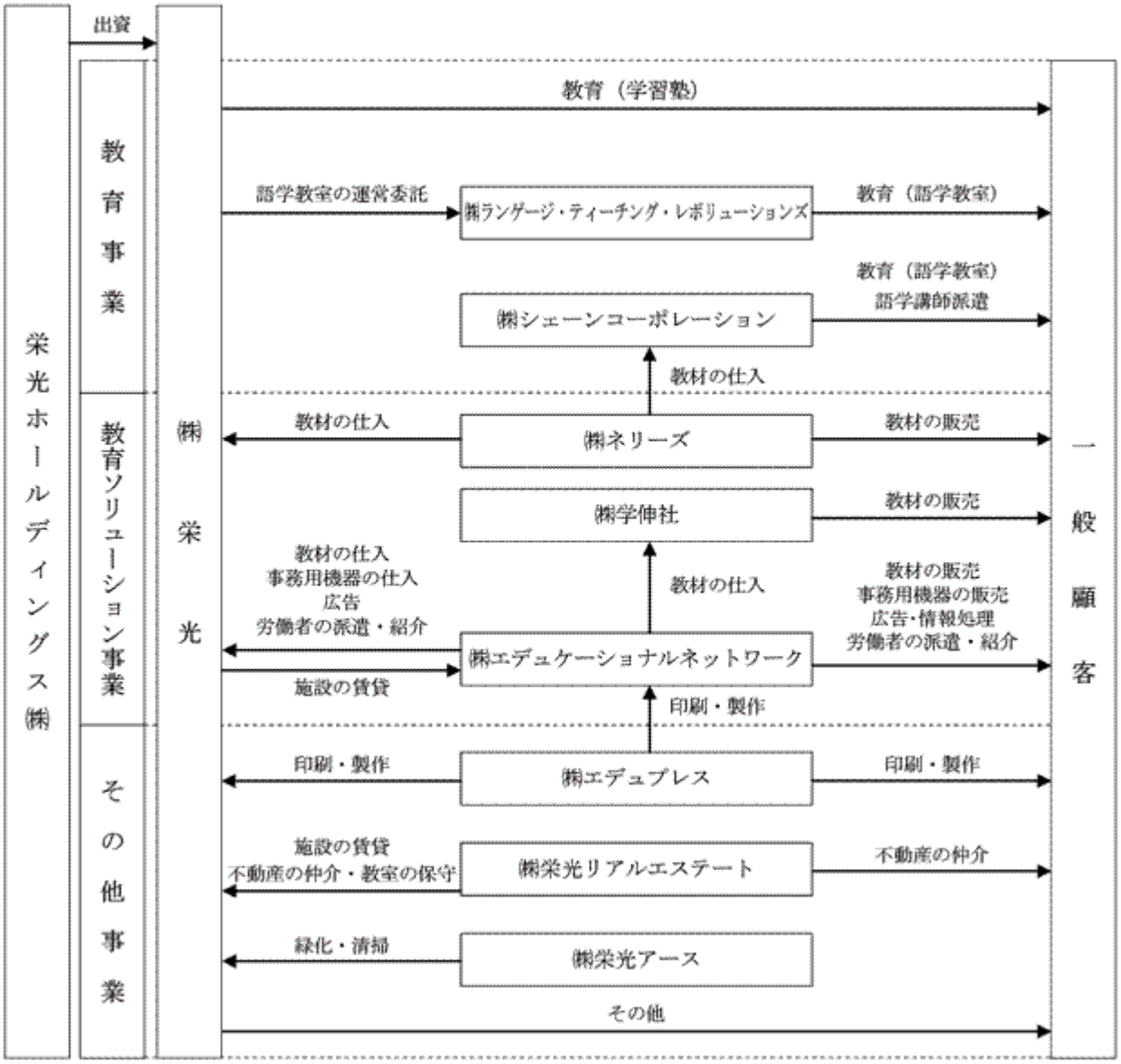

（注）非連結子会社 EIKOH SEMINAR AUSTRALIA PTY.LTD. 及び EIKOH VIETNAM Inc. の２社
持分法適用除外関連会社 ㈱ライトワークス、㈱モチベーションアカデミア及び㈱レイズアイの３社

② 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、栄光は当社の完全子会社になる予定であります。前記「① 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

イ 役員の兼任関係

当社の取締役及び監査役は、当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定であります。前記「① 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

ウ 取引関係

当社の完全子会社である栄光と関係会社の取引関係は、前記「① 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2【組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要】

該当事項はありません。

３【組織再編成（公開買付け）に係る契約】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

本株式移転は、栄光による単独株式移転であるため、これに係る契約はありません。栄光は、平成23年６月29日開催予定の定時株主総会による承認を条件として、平成23年10月３日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、栄光を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を、平成23年５月16日開催の取締役会において承認いたしました。

本株式移転計画の内容は、以下の「株式移転計画書（写）」のとおりであります。

(2) 株式移転計画の内容

株式移転計画書（写）

株式会社栄光（以下「甲」という。）は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

（乙の定款で定める事項等）

第１条 乙の目的、商号、本店の所在地等及び発行可能株式総数は次のとおりとする。

（１）目的

乙の目的は、別紙「栄光ホールディングス株式会社 定款」第２条に記載のとおりとする。

（２）商号

乙の商号は、「栄光ホールディングス株式会社」とし、英文では、「Eikoh Holdings Inc.」 と表示する。

（３）本店の所在地等

乙の本店の所在地は、東京都千代田区とし、本店の所在場所は、東京都千代田区富士見二丁目11番11号とする。

（４）発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、75,000,000株とする。

２．前項に定めるほか、乙の定款で定める事項は、別紙「栄光ホールディングス株式会社 定款」に記載のとおりとする。

（乙の設立時取締役等の氏名及び設立時会計監査人の名称）

第２条 乙の設立時取締役、設立時監査役、設立時会計監査人は、次のとおりとする。

（１）設立時取締役

近藤好紀
関田美三男
是枝正隆
吉永剛
神谷賢治
山本博之
岩田誠治
山谷直毅
鈴木圭二

（２）設立時監査役

上野進
沖信春彦
飯塚要

（３）設立時会計監査人

有限責任 あずさ監査法人

（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

第３条 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日（第５条に定める日をいう。以下同じ。）の前日の甲の最終の株主名簿に記載または記録された甲の株主（ただし、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買取を請求する甲の株主については、当該株主に代えて甲が株主として記載または記録されているものとみなす。）に対し、その所有する甲の普通株式１株につき、乙の普通株式１株を割当交付する。

（乙の資本金及び準備金の額）

第４条 乙の設立時における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

（１）資本金の額

2,265,711千円

（２）資本準備金の額

3,097,782千円

（３）利益準備金の額
0円
（４）その他資本剰余金の額
会社計算規則第52条第１項柱書に定める株主資本変動額から上記（１）の額及び（２）の額の合計額を減じて得た額
（５）その他利益剰余金の額
0円

（乙の成立の日）
第５条 乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、平成23年10月３日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

（本計画承認株主総会）
第６条 甲は、平成23年６月29日に株主総会を開催し、会社法第804条第１項の規定に基づき本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、手続の進行に応じて必要あるときは、甲は、株主総会の開催日を変更することができる。

（乙の上場証券取引所）
第７条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所への上場を予定する。

（乙の株主名簿管理人）
第８条 乙の株主名簿管理人は、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社とする。

（事情変更）
第９条 本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産または経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、甲は、取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、または本株式移転を中止することができる。

（本計画の効力の発生）
第10条 本計画は、第６条に定める甲の株主総会の承認または本株式移転の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

（規定外事項）
第11条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、甲がこれを決定する。

平成23年５月16日

甲：埼玉県さいたま市南区南本町一丁目２番13号
株式会社 栄　光
代表取締役社長 近藤 好紀 ㊞

（別紙）

栄光ホールディングス株式会社 定款

第１章　総　　則

（商　　号）
第１条 当会社は、栄光ホールディングス株式会社と称し、英文ではＥｉｋｏｈ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ Ｉｎｃ.と表示する。

（目　　的）
第２条 当会社は、次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該法人等の経営管理およびこれに附帯または関連する業務を行うことを目的とする。
１．学習指導を目的とした学習塾等の経営および運営
２．語学教室の経営および運営
３．各種文化および資格取得等に関する教室の経営および運営
４．上記各号に関するフランチャイズ形態による経営
５．通信教育の実施
６．構造改革特別区域法に基づく学校の経営および運営
７．保育所等の経営および運営
８．翻訳、通訳業
９．留学・ホームステイおよび海外旅行に関する企画、主催、請負、斡旋業務、その他旅行業法に基づく旅行業
10．各種コンテンツ・著作物・器材の企画・デザイン・製作・販売およびその保守に関する業務
11．出版業
12．印刷業

13. 情報の収集、処理、研究、提供およびそれらに関する業務
14. イベントの企画・製作・実施に関する業務
15. 個人および法人のための研修・指導等の教育事業
16. 労働者派遣事業
17. 有料職業紹介業
18. コンピュータ入力等の業務請負事業
19. オフィス機器、用品の販売・施工・リースおよび技術指導
20. 広告代理に関する業務
21. 不動産売買、賃貸借、斡旋、管理および仲介、貸スペースの経営
22. コンサルタントに関する業務
23. 生命保険募集業および損害保険代理業
24. 有価証券の保有・売買および各種債権の売買・委託
25. 美術工芸品の販売ならびに仲介
26. 日用品雑貨、衣料品、食料品の販売および輸出入
27. 前各号に附帯または関連する一切の事業

（本店の所在地）
第３条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。
（公告方法）
第４条 当会社の公告は、電子公告により行う。
２ やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第５条 当会社の発行可能株式総数は、75,000千株とする。
（自己株式の取得）
第６条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。
（単元株式数）
第７条 当会社の１単元の株式数は、100株とする。
（単元未満株主の権利制限）
第８条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利
（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利
（３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
（株主名簿管理人）
第９条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
２ 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
（株式取扱規程）
第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
（基 準 日）
第11条 当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
２ 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第３章　株 主 総 会

（招　　集）
第12条 定時株主総会は毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。
（招集権者および議長）
第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
２ 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（議決権の代理行使）

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２ 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２ 会社法第309条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議 事 録）

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第４章　取締役および取締役会

（取締役会の設置）

第18条 当会社は取締役会を置く。

（取締役の員数）

第19条 当会社の取締役は、９名以内とする。

（取締役の選任）

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第21条 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２ 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

２ 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

３ 取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、取締役会長１名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任に

ついて法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第５章　監査役および監査役会

（監査役および監査役会の設置）
第31条 当会社は監査役および監査役会を置く。
（監査役の員数）
第32条 当会社の監査役は、４名以内とする。
（監査役の選任）
第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（監査役の任期）
第34条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（常勤監査役）
第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
（監査役会の招集通知）
第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（監査役会の決議の方法）
第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
（監査役会の議事録）
第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。
（監査役会規程）
第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。
（監査役の報酬等）
第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
（監査役の責任免除）
第41条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第６章　会 計 監 査 人

（会計監査人の設置）
第42条　当会社は会計監査人を置く。
（会計監査人の選任）
第43条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
（会計監査人の任期）
第44条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
（会計監査人の報酬等）
第45条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計　　算

（事業年度）
第46条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。
（期末配当金）
第47条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。
（中間配当金）
第48条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
（期末配当金等の除斥期間）
第49条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
２　未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附　則

（設立の方法）
第１条　当会社の設立は、会社法第772条の株式移転による。
（最初の事業年度）
第２条　当会社の最初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から平成24年３月31日までとする。
（最初の取締役および監査役の報酬等）
第３条　第29条および第40条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から当会社の最初の定時株主総会終結の時までの期間の当会社の取締役および監査役の報酬等は、それぞれ次のとおりとする。
１．取締役
取締役の報酬の総額は、年額500百万円以内とする。
２．監査役
監査役の報酬の総額は、年額50百万円以内とする。
（附則の削除）
第４条　本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以上

4【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	栄光ホールディングス株式会社 （完全親会社）	株式会社栄光 （完全子会社）
株式移転比率	1	1

（注）１．株式の割当比率については、栄光の普通株式１株に対して、当社の普通株式１株を割当交付いたします。
２．当社の普通株式の単元株式数は100株とする予定であります。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

① 算定の根拠

本株式移転は、栄光単独による株式移転によって完全親会社１社を設立するものであります。その中で、本株式移転時の栄光の株主構成と当社の株主構成に変化が生じないことから、株主の皆様に不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様の所有する栄光普通株式１株に対して、当社の普通株式１株を割当交付することといたしました。

② 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記理由により、第三者機関による算定は行っておりません。

③ 株式移転により交付する新株式数

栄光の普通株式21,873,024株に対して、当社の普通株式21,873,024株を割当交付いたします（予定）。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 買取請求権の行使の方法

栄光の株主が、その有する栄光の普通株式につき、栄光に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成23年６月29日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を栄光に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、栄光が、会社法第806条第３項の通知または同条第４項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 議決権の行使の方法

議決権の行使の方法としては、平成23年６月29日開催予定の栄光の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、議決権の行使を委任したい場合には、当該総会において本株式移転に関する議案が採決される直前まで、当該総会に出席し議決権を行使することができる他の株主１名に委任することができます。この場合、当該株主または代理人は、当該総会に関する代理権を証明する書面を、栄光に提出する必要があります。

また、当該株主が書面により議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成23年６月28日午後６時30分までに議決権を行使することが必要となります。書面による議決権行使は、栄光が株主に送付する議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、栄光に上記の行使期限までに到達するよう返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

(3) 組織再編成によって発行される株式の受取方法

本株式移転によって発行される株式は、当社の成立の日の前日における栄光の最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、会社法第806条の規定に基づき、その有する株式の買い取りを請求する栄光の株主については、当該株主に代えて栄光が株主として、記載または記録されているものとみなします。）に割当てられます。株主は、自己の栄光の株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

7【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第１項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第１項第５号及び第６号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項及び③栄光の最終事業年度の末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を記載した書面を、栄光の本店に平成23年６月14日より備え置く予定であります。

①は、平成23年５月16日開催の栄光の取締役会において承認された株式移転計画であり、その内容は「第１ 組織再編成（公開買付け）の概要 ３ 組織再編成（公開買付け）に係る契約」に記載のとおりであります。②は、本株式移転に際して、株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。③は、栄光の最終事業年度の末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類であります。

これらの書類は、栄光の営業時間内に栄光の本店において閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成23年３月31日　　定時株主総会基準日
平成23年５月16日　　株式移転計画承認取締役会
平成23年６月29日（予定）　株式移転計画承認定時株主総会
平成23年９月28日（予定）　栄光上場廃止日
平成23年10月３日（予定）　当社設立登記日（効力発生日）
平成23年10月３日（予定）　当社株式上場日

ただし、本株式移転手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

栄光の株主が、その有する栄光の普通株式につき、栄光に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成23年６月29日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を栄光に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、栄光が、会社法第806条３項の通知または同条第４項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第２【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありませんが、組織再編成対象会社である栄光の最近連結会計年度に係る主要な連結経営指標等は、以下のとおりであります。これら栄光の連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	平成19年３月	平成20年３月	平成21年３月	平成22年３月	平成23年３月
売上高（千円）	40,766,445	40,984,220	41,273,465	39,659,256	37,582,187
経常利益（千円）	1,488,014	2,471,499	2,460,826	2,877,404	2,999,617
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	300,881	951,484	△1,602,431	1,465,862	909,012
包括利益（千円）	―	―	―	―	1,173,047
純資産額（千円）	9,375,154	9,939,623	8,131,418	9,155,135	11,254,575
総資産額（千円）	34,099,632	32,019,497	28,023,782	27,819,774	29,078,911
１株当たり純資産額（円）	496.74	526.37	430.56	505.07	520.86
１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（△）（円）	15.96	50.48	△85.02	84.44	49.35
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（円）	―	―	―	―	―
自己資本比率（%）	27.5	31.0	29.0	31.1	36.5
自己資本利益率（%）	3.2	9.9	―	17.5	9.4
株価収益率（倍）	31.1	7.7	―	4.8	9.3
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	2,176,709	2,767,324	2,214,260	3,141,202	3,907,466
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△3,224,175	△77,406	△633,490	1,928,766	△2,984,256
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	1,156,789	△3,198,822	△1,464,980	△2,017,955	△1,490,053
現金及び現金同等物の期末残高（千円）	1,703,977	1,195,141	1,308,855	4,361,377	3,794,610
従業員数（人） [外、平均臨時雇用者数]	1,695 [7,944]	1,728 [8,118]	1,781 [8,643]	1,764 [8,878]	1,774 [9,618]

（注）１．売上高には消費税等は含まれておりません。

２．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

３．平成22年11月15日付で、第三者割当増資により、発行済株式総数が3,000,000株、資本金が573,000千円及び資本準備金が570,000千円、それぞれ増加しております。

４．第31期につきましては、会計監査人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載であります。

第３【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第２ 統合財務情報」記載のとおりであります。

２【沿革】

平成23年５月16日　栄光の取締役会において、栄光の単独株式移転による持株会社「栄光ホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成23年６月29日　栄光の定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、栄光がその完全子会社となることについて決議（予定）

平成23年10月３日　栄光が株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社普通株式を東京証券取引所（市場第二部）に上場（予定）

なお、栄光の沿革につきましては、栄光の有価証券報告書をご参照ください。

３【事業の内容】

当社は、持株会社として当社グループ各社の経営管理及びこれに附帯する業務を行う予定であります。また、当社グループの平成23年６月13日時点の主な事業の内容は以下のとおりであります。

当社グループは、栄光、その子会社10社及び関連会社３社により構成されております。

当社グループの主な事業内容及び事業にかかる位置付け並びにセグメントとの関連は、次のとおりであります。

なお、以下の教育事業及び教育ソリューション事業の２区分は、報告セグメントの区分と同一であります。

区分		主要製品及び取扱品目	主要な会社
教育事業	学習塾の経営	小、中、高校生を対象とする学習進学指導	㈱栄光
	語学教育事業	語学教室の運営等	㈱シェーンコーポレーション
	専門教育事業	学生、社会人対象の専門教育	㈱栄光 ㈱ランゲージ・ティーチング・レボリューションズ
	カルチャーセンターの経営	各種文化教室・生涯教育	㈱栄光
	保育事業	乳幼児を対象とする保育	㈱栄光
教育ソリューション事業	学習塾用教材の製作・販売	学習塾用テキスト・テスト	㈱エデュケーショナルネットワーク ㈱学伸社
	語学教材の製作・販売	語学教材等	㈱ネリーズ
	事務用機器の販売	コンピュータ、ファクス、デスク、文具等	㈱エデュケーショナルネットワーク
	広告代理業	広告	㈱エデュケーショナルネットワーク
	労働者派遣・紹介事業	人材派遣・紹介	㈱エデュケーショナルネットワーク
その他事業	不動産業	不動産の仲介及び売買、教室の保守・営繕、管理	㈱栄光リアルエステート
	印刷業	学習塾用教材、広告物、事務書類 マニュアル等の商業用印刷物	㈱エデュプレス
	緑化・清掃事業	教育事業に関連する施設等の緑化、清掃等	㈱栄光アース
	その他	―	その他５社

当社グループの事業の内容について図示すると次のとおりであります。

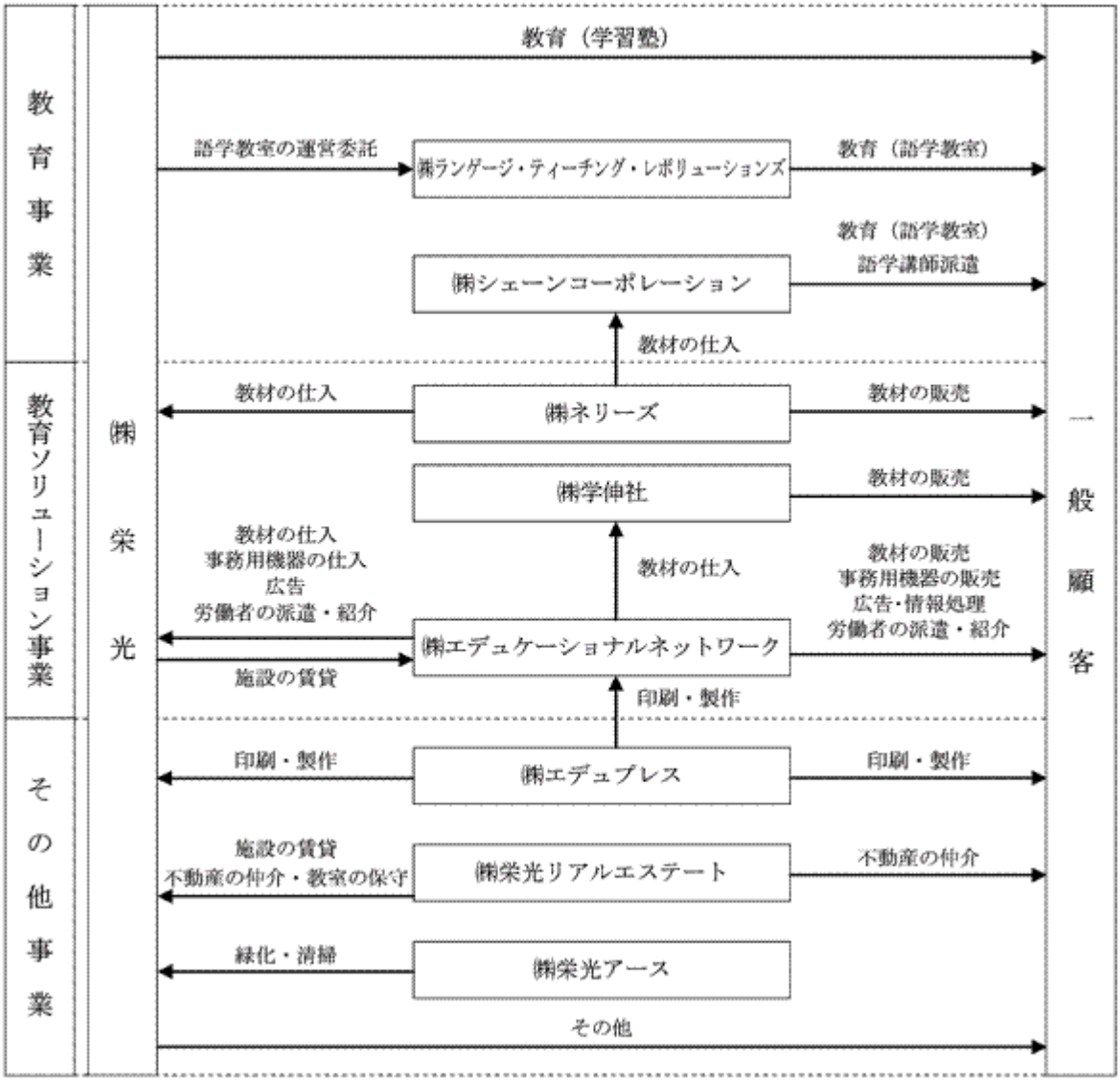

（注）非連結子会社 EIKOH SEMINAR AUSTRALIA PTY.LTD. 及び EIKOH VIETNAM Inc. の２社
持分法適用除外関連会社 ㈱ライトワークス、㈱モチベーションアカデミア及び㈱レイズアイの３社

4【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる栄光の関係会社の状況につきましては、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第１ 組織再編成（公開買付け）の概要 １ 組織再編成（公開買付け）の目的等（2）提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 ① 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりであります。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる栄光の平成23年３月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

平成23年３月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
教育事業	1,356 [9,427]
教育ソリューション事業	201 [80]
その他	85 [36]
全社（共通）	132 [75]
合計	1,774 [9,618]

（注）１．従業員は就業人員（連結会社から連結会社外部への出向者を除き、連結会社外部から連結会社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（嘱託、時間講師、パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除く。）は［ ］内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

① 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる栄光の業績等の概要については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

２【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる栄光の生産、受注及び販売の状況については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

３【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる栄光の対処すべき課題については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

４【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転により栄光の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における栄光の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうることが想定されます。栄光の事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において栄光が判断したものであります。

(1) 災害等発生のリスク

当社グループは、教育事業の「栄光ゼミナール」「シェーン英会話」のほか、全国各地に事業所を展開しております。これらの拠点が地震、火災、重大事故等の災害に巻き込まれた場合、お客様や従業員、設備等に重大なダメージが及ぶ恐れがあります。また、各拠点の所在地周辺で新型インフルエンザ等の感染症が発生し、なおかつその流行が長期化した場合、業務の遂行・継続に支障を来す恐れがあります。これらのリスクを回避するため、有事に備えての支援体制・マニュアルの整備、安全対策研修の継続的な実施等の取組みを行ってまいりましたが、今般の東日本大震災を受け、宮城県内在勤の従業員からの報告内容等も踏まえて、安全対策上の施策の総点検とさらなる改良を進めております。

しかしながら、これらの取組みにもかかわらず、想定を大きく上回る規模で災害等が発生した場合、人的・物的・金銭的な損害が生じ、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) ブランドリスク

当社グループは、教育事業におきまして、学習塾「栄光ゼミナール」及び語学教室「シェーン英会話」等を展開しております。学習塾部門では、サービスの充実を図るため、「保護者なんでも相談室」を設置し、寄せられたご意見や問題点の指摘も踏まえて適宜教室や従業員への指導・監督を行っております。また、当連結会計年度に連結子会社化いたしました語学教育部門におきましても、社内体制や業務の再構築を進め、指導・監督機能の強化を図る方針であります。

しかしながら、これらの取組みにもかかわらず、何らかの原因によりお客様や社会からの信頼が損なわれブランドイメージが著しく低下した場合、生徒数が減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材確保及び育成のリスク

当社グループは、教育事業の学習塾部門におきまして、優秀な非常勤講師を多数確保する必要があります。このため、募集活動に当たる部署の強化のほか、地域の教室管理部門ごとに集中研修を実施するなど、採用後のレベルアップにも絶えず注力しております。同様に語学教育部門におきましても、ネイティブ講師の確保が不可欠なため、英国内の機関とも連携して、ＴＥＳＯＬ（Teaching English to Speakers of Other Languages 英語を母国語としない人に英語を教授する資格）の有資格者を中心に講師の採用に注力しております。

しかしながら、これらの取組みにもかかわらず、講師の継続的かつ安定的な採用・育成が困難になった場合、教室での指導の質が低下し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 個人情報取扱いのリスク

当社グループは、教育事業におきまして、多数のお客様の個人情報をデータベース化し学習指導等に利用しているほか、すべての事業において、お客様、お取引先、従業員等の個人情報をお預かりしております。これらの情報の流出・漏えいを防止し適正に利用するため、社内の管理体制の整備・運用、従業員の意識向上を目的とする研修の実施

等の施策を推進しております。

しかしながら、これらの取組みにもかかわらず、何らかの原因により個人情報が流出した場合、当社グループへの信用が失われ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) システム障害発生のリスク

当社グループは、教育事業におきまして、コンピュータシステム及びネットワーク網を整備することにより教室の事務・経理処理を集約化しているほか、すべての事業において、顧客管理・人事処理・会計業務等にシステムを導入しております。これらのシステムを適正かつ継続的に運用するため、専門部署による稼動状況の監視と安全性の検証、情報管理規程類の運用等を行っております。

しかしながら、これらの取組みにもかかわらず、何らかの原因によりシステムに障害が発生した場合、種々の業務遂行が困難になり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制強化のリスク

当社グループは、教育事業における消費者契約法や特定商取引法等、種々の法的規制のもとで事業活動を行っております。これらの法令遵守を徹底するため、コンプライアンス研修等を実施しているほか、関係省庁や全国学習塾協会、全国外国語教育振興協会の指導も受けながら、法令や契約等に関連する社内制度・管理体制の継続的な改善に努めております。

しかしながら、法的規制が著しく強化された場合には、これに対応するための費用の発生や減収により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) のれんの計上によるリスク

当社グループは、連結貸借対照表に相当額ののれんを計上しております。これらを対象とする事業において、業績拡大、企業価値の向上への取組みにもかかわらず、経営環境や事業の状況の著しい変化等により収益性が低下した場合には、のれんの減損損失の発生により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる栄光の経営上の重要な契約等については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる栄光の研究開発活動については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる栄光の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社グループの設備投資等の概要については、栄光の有価証券報告書をご参照ください。

２【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社グループの主要な設備の状況については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

３【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社グループの設備の新設、除却等の計画については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

平成23年10月３日時点の当社の株式の総数等は以下のとおりとなる予定であります。

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	75,000,000
計	75,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	21,873,024	東京証券取引所（市場第二部）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	21,873,024	―	―

（注）１．栄光の発行済株式総数21,873,024株（平成23年３月31日現在）に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

２．栄光は、当社の株式について、東京証券取引所（市場第二部）に新規上場申請を行う予定であります。

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成23年10月３日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成23年10月３日	21,873,024	21,873,024	2,265,711	2,265,711	3,097,782	3,097,782

（注）栄光の発行済株式総数21,873,024株（平成23年３月31日現在）に基づいて記載しており、平成23年10月３日時点の当社の発行済株式総数は変動することがあります。

（５）【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる栄光の平成23年３月31日現在の所有者別状況は以下のとおりであります。

平成23年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	13	13	34	7	1	1,511	1,579	―
所有株式数（単元）	―	23,506	368	130,689	1,200	10	62,883	218,656	7,424
所有株式数の割合（%）	―	10.75	0.17	59.77	0.55	0.00	28.76	100	―

（注）１．自己株式1,493,478株は、「金融機関」に11,426単元、「個人その他」に3,518単元及び「単元未満株式の状況」に78株含めて記載しております。

なお、「個人その他」に含めている自己株式3,518単元は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は3,508単元であります。

また、自己株式数には、日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）が所有する株式のうち、11,426単元を含めております。当該株式は、「従業員インセンティブ付与型ESOP」の導入に伴い、中央三井アセット信託銀行㈱に信託され、日本トラスティ・サービス信託銀行㈱に再信託された信託財産であり、会計処理上、栄光と一体として扱うことから、自己株式数に含めるものであります。

２．「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式を、42単元含めて記載しております。

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる栄光の平成23年３月31日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりであります。

平成23年３月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式　350,800	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　21,514,800	215,148	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式　7,424	―	―
発行済株式総数	21,873,024	―	―
総株主の議決権	―	215,148	―

（注）１．「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、自己株式数のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口）が所有する株式1,142,600株を含めておりません。当該株式は、「従業員インセンティブ付与型ESOP」の導入に伴い、中央三井アセット信託銀行㈱に信託され、日本トラスティ・サービス信託銀行㈱に再信託された信託財産であり、当該株式の議決権行使については、栄光従業員持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い行使されるためであります。

２．「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,200株（議決権の数42個）含まれております。

②【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成23年10月３日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。

（７）【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

３【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要政策のひとつと認識し、当社グループの持続成長を支えるための施策に必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向30%を目安に業績に応じた柔軟な成果配分を行うことを基本方針とする予定であります。

また、当社の配当の回数につきましては、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針とする予定であります。

なお、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会とし、「取締役会の決議により、毎年９月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定める予定であります。

４【株価の推移】

当社は新設会社であるため、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる栄光の株価の推移は以下のとおりであります。

（１）【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	平成19年３月	平成20年３月	平成21年３月	平成22年３月	平成23年３月
最高（円）	770	525	443	466	595
最低（円）	462	359	242	251	344

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第二部）におけるものであります。

（２）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年12月	平成23年１月	平成23年２月	平成23年３月	平成23年４月	平成23年５月
最高（円）	555	595	525	496	451	445
最低（円）	425	487	481	400	400	404

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第二部）におけるものであります。

5【役員の状況】

就任を予定している当社の役員の状況は以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役社長	―	近藤 好紀	昭和28年９月11日生	昭和55年７月 ㈱栄光ゼミナール（現 ㈱栄光）入社 57年６月 同社取締役就任 平成５年４月 同社常務取締役運営第二本部長就任 18年10月 同社取締役副社長教育事業本部、業務本部、グループ統轄室担当就任 20年６月 同社代表取締役社長就任（現任）	(注)２	289,400 (289,400)
取締役副社長	―	関田 美三男	昭和32年７月20日生	昭和57年３月 ㈱栄光ゼミナール（現 ㈱栄光）入社 63年６月 同社取締役就任 平成20年６月 同社連結子会社㈱エデュケーショナルネットワーク代表取締役社長就任（現任） 21年６月 同社取締役副社長就任（現任）	(注)２	135,892 (135,892)
常務取締役	―	是枝 正隆	昭和41年12月22日生	平成５年４月 ㈱栄光入社 17年５月 同社教育事業本部副本部長就任 18年６月 同社取締役就任 20年６月 同社常務取締役教育事業本部長就任 22年５月 同社常務取締役教育事業第１本部長兼運営推進部長就任 22年11月 同社連結子会社㈱シェーンコーポレーション東関東（現 ㈱シェーンコーポレーション）代表取締役社長就任（現任） 23年５月 同社常務取締役（現任）	(注)２	48,400 (48,400)
常務取締役	―	吉永 剛	昭和38年６月17日生	平成３年７月 ㈱栄光ゼミナール（現 ㈱栄光）入社 17年５月 同社教育事業本部副本部長就任 18年６月 同社取締役就任 20年６月 同社常務取締役業務本部長兼人材開発部長兼パートナー開発部長就任 22年５月 同社常務取締役総務部担当兼日本教育大学院大学担当就任 23年５月 同社常務取締役総務人事本部長兼日本教育大学院大学担当就任（現任）	(注)２	51,600 (51,600)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
常務取締役	－	神谷 賢治	昭和31年７月28日生	昭和56年３月 ㈱栄光ゼミナール（現 ㈱栄光）入社 平成14年４月 同社経営管理室室長就任 18年６月 同社取締役就任 20年６月 同社常務取締役総務本部長兼ＣＳＲ推進室担当就任 22年５月 同社常務取締役経営管理室室長兼経理部担当就任 23年５月 同社常務取締役経営管理本部長就任（現任）	(注)２	86,320 (86,320)
取締役	－	山本 博之	昭和30年１月３日生	昭和56年３月 ㈱栄光ゼミナール（現 ㈱栄光）入社 63年６月 同社取締役就任 平成15年10月 同社連結子会社㈱エデュケーショナルネットワーク取締役就任 19年１月 同社連結子会社㈱エデュプレス代表取締役社長就任（現任） 21年６月 同社取締役就任（現任）	(注)２	79,900 (79,900)
取締役	－	岩田 誠治	昭和32年12月１日生	昭和58年４月 ㈱栄光ゼミナール（現 ㈱栄光）入社 平成21年６月 同社取締役教務本部長就任 22年５月 同社取締役教育事業第２本部長兼教務部長兼人材開発部担当就任 23年５月 同社取締役教育事業第１・２本部長兼運営推進部長兼教務部担当就任（現任）	(注)２	52,080 (52,080)
取締役	－	山谷 直毅	昭和29年８月28日生	平成７年１月 ㈱栄光入社 17年７月 同社教育事業本部副本部長兼埼玉運営一部長就任 19年６月 同社取締役教育事業本部副本部長兼埼玉運営一部長就任 22年５月 同社取締役教育事業第１本部モデル第１運営部長就任 23年５月 同社取締役総務人事副本部長就任（現任）	(注)２	4,000 (4,000)
取締役	－	鈴木 圭二	昭和37年７月14日生	昭和63年１月 ㈱栄光ゼミナール（現 ㈱栄光）入社 平成18年５月 同社教育事業本部副本部長兼ナビオ開発部長就任 19年６月 同社取締役教育事業本部副本部長兼ナビオ開発部長就任 22年５月 同社取締役教育事業第３本部長就任（現任）	(注)２	5,048 (5,048)
常勤監査役	－	上野 進	昭和22年８月27日生	昭和45年４月 ㈱武蔵野銀行入行 平成17年４月 ㈱栄光入社 顧問就任 ６月 同社常勤監査役就任（現任）	(注)３	9,600 (9,600)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（千株）
監査役	―	沖信 春彦	昭和22年５月29日生	昭和53年４月 弁護士登録 大原法律事務所入所 64年１月 沖信・石原法律事務所（現スプリング法律事務所）開設 平成７年６月 ㈱栄光監査役就任（現任）	(注)３	12,300 (12,300)
監査役	―	飯塚 要	昭和17年12月４日生	昭和37年４月 東京国税局総務部入局 平成12年７月 新潟税務署長就任 13年９月 税理士開業 19年６月 ㈱栄光監査役就任（現任）	(注)３	7,300 (7,300)

（注）１．監査役沖信春彦及び飯塚要は、会社法第２条第16号に定める「社外監査役」であります。
２．取締役の任期は、当社設立の日から平成25年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
３．監査役の任期は、当社設立の日から平成27年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
４．役名及び職名は、本届出書提出日現在において予定している役名及び職名を記載しております。
５．所有株式数は栄光の株式数であり、所有株式数の（ ）内は割当予定の当社株式数であります。

６【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、当社グループ各社を管理・監督する持株会社として、グループ全体の企業価値の向上、経営資源の配分の最適化のために、コーポレート・ガバナンスの構築・強化に注力してまいります。

当社は、当社及び当社グループがお客様、株主の皆様、お取引先、さらに従業員から真に必要とされる「パブリックカンパニー」として成長を遂げていくためには、経営と執行における公平性・透明性の向上、コンプライアンスの遵守、環境変化に対応できる迅速な意思決定体制の確立が必要と認識しております。これに沿って、当社は社内体制・内部統制システムの確立を図る方針であり、その概要は以下のとおりであります。

① 会社の主要機関の内容

当社の取締役会は取締役９名、監査役３名で構成される予定であります。取締役会は取締役会規程に基づき毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規程に定められた事項について決定及び報告を行うとともに、各取締役の業務執行状況を相互に監督してまいります。

当社は、取締役会の定める経営方針・計画に沿って、当社及び当社グループの経営及び業務執行に関する事項の調査・検討を行うための機関として、経営会議を設置する方針であります。経営会議は代表取締役、役付取締役、主要グループ会社代表取締役、代表取締役の指名を受けた取締役で構成され、毎月２回以上開催し、重要事項の審議のほか、定期的に実務責任者を招請して業務執行に関する報告を受け、必要な調整・指示を行ってまいります。

当社は監査役会制度を採用する方針であり、監査役３名を選任し、うち２名が社外監査役となる予定であります。なお、選任を予定しております上野進は金融機関において財務分析及び融資判断業務の経験・実績を有し、また、飯塚要は税理士資格を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会は監査役会規程に基づき毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、その結果については取締役会にも報告されます。また、監査役は取締役会に出席し、経営上の意思決定を監督してまいります。

当社は監査役会以外に内部監査室を設置し、定期的な内部監査と取締役会への結果報告の実施により、監査機能の実効性を高めるなど、内部統制の充実を図る方針であります。

当社グループの経営管理については、各社の自主性を尊重しつつ、当社取締役会での重要事項の承認及び報告等により監督を行うほか、当社経営会議にて業務執行上必要な調整等を図る方針であります。また、必要に応じて当社監査役及び内部監査室による監査を実施し、業務執行における適正性・透明性の確保を促進してまいります。

会計監査については、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任する予定であります。当社と同監査法人には、会計監査人としての選任以外に特段の関係はありません。

このほか、法的な判断が必要な場合には、顧問弁護士に随時助言を受ける方針であります。

② 内部監査及び監査役監査の内容

当社は、内部監査室に専任スタッフ３名を配置する予定であります。内部監査室は、当社及び当社グループ会社事業所等の監査を実施し、適正性と効率性の観点から業務の執行状況を評価します。内部監査の結果は取締役会に報告され、取締役は、これを受けて改善等の必要な対応をとってまいります。

当社の監査役会は、監査役会規程に基づき当社及び当社グループ会社事業所等の監査を実施し、業務の執行状況を合法性と合理性の観点から監視してまいります。監査役監査の結果は取締役会に報告され、取締役は、これを受けて改善等の必要な対応をとってまいります。

なお、内部監査室及び監査役会は、内部監査実施の際に監査役も同行するなど、相互に連携をとるほか、会計監査人とも情報・意見交換を図る方針であります。

③ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外監査役として沖信春彦、飯塚要の２名を選任する予定でありますが、沖信春彦の弁護士としての、飯塚要の税理士としての、それぞれ豊富な経験と専門的な知識をもとに、当社の監査役会の機能強化を図る予定であります。

当社の社外監査役選任を予定している沖信春彦は、栄光株式12,300株（保有割合0.05%）、飯塚要は、栄光株式7,300株（保有割合0.03%）をそれぞれ保有しておりますが、保有割合の状況から一般株主との利益相反が生じる恐れが少なく、当社との間に特段の利害関係はないものと判断しております。また、当社と同監査役との間には、上記以外の人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係がなく、独立性が保たれていると判断しております。

このため、当社は、両名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

また、同監査役が出席する監査役会には、会計監査人や内部監査室が随時出席し、相互に連携をとるほか、情報・意見交換を図る方針であります。

当社は、現在のところ、社外取締役の選任を予定しておりません。当社といたしましては、社外監査役の監査活動が実効性をもって推進され、経営監視機能が十分に果たされるよう、補佐に当たるスタッフの配置、経営及び業務執行の情報収集の支援等、必要な措置を講ずる方針であります。

④ 内部統制システム及びリスク管理体制の整備に関する方針

当社が持株会社として管理・監督に当たる予定の当社グループは、事業活動の推進に当たり、法令及び定款・諸規程を遵守し、かつ社会的責任を果たすための基本理念として「栄光グループ行動憲章」と、これに基づく「栄光グループ行動規範」を制定しております。これらの基本理念の従業員への浸透と日々の業務における実践のため、当社に下記の部署を設置し、内部統制システム及びリスク管理体制の整備・運用を行う方針であります。

イ．内部統制委員会：内部統制システム及びリスク管理体制の整備・運用を統轄。内部統制に関する基本方針の作成、諸規程の調整・管理全般、リスク管理の方針・計画の作成、関係する部署への指導等を行う。

ロ．安全対策委員会：リスクが具現化した場合の対応全般を統轄。緊急時における情報収集、対応の決定と関係する部署への指示、再発防止策の検討等を行う。

ハ．内部監査室：内部監査を所管。専任スタッフを配置し、業務の執行状況を適正性と効率性の観点から評価し、法令及び定款・諸規程の遵守と経営効率の向上を図る。

ニ．法務部：コンプライアンス活動とリスク管理の実務を所管。専任スタッフを配置し、コンプライアンスに関する各種ガイドラインの作成・管理、従業員への周知、内部通報システムの整備・運用等を行う。

⑤ 取締役の定数及び取締役の決議要件

当社は、取締役の定数を９名以内とする旨定款に定める予定であります。また、取締役の選任については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定める予定であります。

⑥ 取締役及び監査役の報酬の内容

当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬限度額は年額500百万円以内とし、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内とする予定であります。

⑦ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）が期待される役割を十分に果たせるよう、会社法第423条第１項の責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第426条第１項に基づき、同法第425条第１項に定める額を限度として、取締役会の決議により、その責任を免除することができる旨定款に定める予定であります。

⑧ 社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第１項の責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第427条第２項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める額を限度として責任を負担することを定める契約を締結できる旨定款に定める予定であります。

⑨ 社外監査役との責任限定契約

当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第427条第２項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める額を限度として責任を負担することを定める契約を締結できる旨定款に定める予定であり、社外監査役と個別の責任限定契約を締結する方針であります。

⑩ 株主総会の特別決議の要件

当社は、株主総会の円滑な運営のため、会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定める予定であります。

⑪ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主の皆様への機動的な利益配分の実施のため、会社法第454条第５項に基づき、取締役会の決議をもって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定める予定であります。

⑫ 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の実施のため、会社法第165条第２項に基づき、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定める予定であります。

なお、当社の完全子会社となる栄光のコーポレート・ガバナンスの状況については、栄光の有価証券報告書をご参照ください。

〔参考：コーポレート・ガバナンスの概念図〕

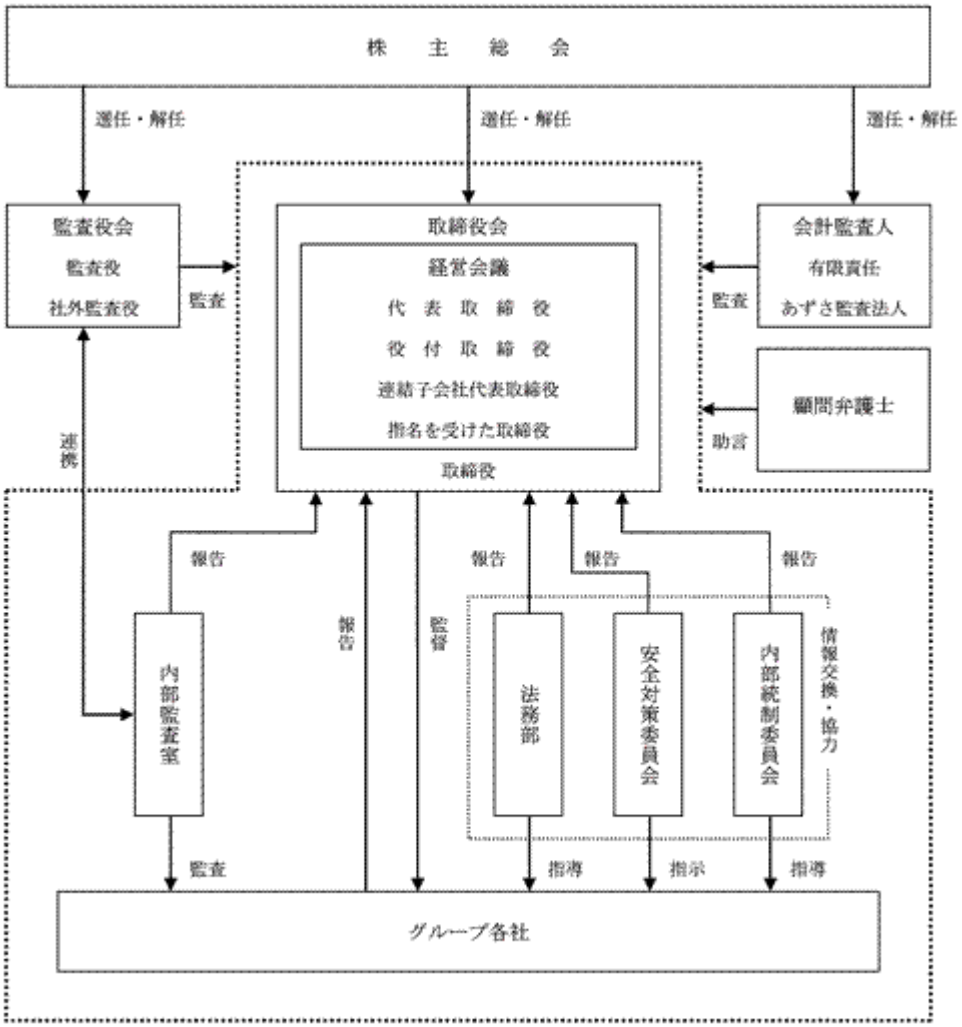

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において未定であります。

②【その他重要な報酬の内容】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において未定であります。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において未定であります。

④【監査報酬の決定方針】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において未定であります。

なお、当社の完全子会社となる栄光の監査報酬の内容等につきましては、栄光の有価証券報告書をご参照ください。

第５【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる栄光の経理の状況については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

第６【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定であります。

事業年度	４月１日から３月31日まで
定時株主総会	６月中
基準日	３月31日
剰余金の配当の基準日	９月30日 ３月31日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	（特別口座） 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	（特別口座） 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	―――――
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注） 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第２項各号に掲げる権利、会社法第166条第１項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第１【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

１【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

２【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

３【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

４【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第１【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

１【組織再編成対象会社が提出した書類】

（１）【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第30期（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）
平成22年６月30日関東財務局長に提出

（２）【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第31期第１四半期（自　平成22年４月１日　至　平成22年６月30日）
平成22年８月10日関東財務局長に提出
事業年度第31期第２四半期（自　平成22年７月１日　至　平成22年９月30日）
平成22年11月12日関東財務局長に提出
事業年度第31期第３四半期（自　平成22年10月１日　至　平成22年12月31日）
平成23年２月10日関東財務局長に提出

（３）【臨時報告書】

（１）の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成23年６月13日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書
平成22年７月２日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の３（株式移転）の規定に基づく臨時報告書
平成23年５月16日関東財務局長に提出

（４）【訂正報告書】

該当事項はありません。

２【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社栄光本部（東京都千代田区富士見二丁目11番11号）
株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第六部【株式公開情報】

第１【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第２【第三者割当等の概況】

１【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

２【取得者の概況】

該当事項はありません。

３【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる栄光の平成23年３月31日現在の株主の状況は以下のとおりであります。

平成23年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社増進会出版社	静岡県駿東郡長泉町下土狩字柄在家105番地の17	6,032	27.57
有限会社信和管財（注２）	東京都新宿区西新宿３丁目２番８号	4,895	22.38
株式会社進学会	北海道札幌市白石区本郷通１丁目北１番15号	1,537	7.03
株式会社栄光	埼玉県さいたま市南区南本町１丁目２番13号	1,493	6.82
栄光従業員持株会	埼玉県さいたま市南区南本町１丁目２番13号	1,029	4.70
北山 ひとみ	東京都渋谷区	544	2.48
株式会社武蔵野銀行 （常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	埼玉県さいたま市大宮区桜木町１丁目10番地８号 （東京都港区浜松町２丁目11番３号）	442	2.02
株式会社みずほ銀行 （常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区内幸町１丁目１番５号 （東京都中央区晴海１丁目８番12号）	339	1.55
近藤 好紀	東京都杉並区	289	1.32
兒玉 毅	埼玉県さいたま市浦和区	245	1.12
計	―	16,850	77.03

（注）１．自己株式数には、日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口）が所有する株式のうち、1,142,600株を含めております。当該株式は、「従業員インセンティブ付与型ESOP」の導入に伴い、中央三井アセット信託銀行㈱に信託され、日本トラスティ・サービス信託銀行㈱に再信託された信託財産であり、会計処理上、栄光と一体として扱うことから、自己株式数に含めるものであります。
なお、日本トラスティ・サービス信託銀行㈱の当該株式の議決権行使については、栄光従業員持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い行使されることとなっております。

２．有限会社信和管財は、平成23年５月30日に、有限会社進学会ホールディングスに商号変更しており、また、北海道札幌市白石区本郷通一丁目北１番15号に住所変更しております。

＜当期連結財務諸表に対する監査報告書＞

当社は、会社法の株式移転の手続に基づき、平成23年10月３日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。

＜当期財務諸表に対する監査報告書＞

当社は、会社法の株式移転の手続に基づき、平成23年10月３日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。